

様式5 (第3関係)

久慈市国民保護計画変更案新旧対照表

頁	編	章	標 題	旧	新
			目次	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第2章 国民保護に関する基本指針 1～7 [略] 8 <u>災害時要援護者</u>への配慮及び国際人道法の的確な実施</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 避難住民の誘導等 1～5 [略] 6 避難住民の誘導 (1)～(6) [略] (7) <u>災害時要援護者</u>への配慮</p> <p style="text-align: center;">用語の意義</p> <p>本計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第2章 国民保護に関する基本指針 1～7 [略] 8 <u>要配慮者等</u>への配慮及び国際人道法の的確な実施</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 避難住民の誘導等 1～5 [略] 6 避難住民の誘導 (1)～(6) [略] (7) <u>要配慮者等</u>への配慮</p> <p style="text-align: center;">用語の意義</p> <p>本計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。</p>

				用語	意義及び用法	用語	意義及び用法
				[略]			
				<u>災害時要 援護者</u>	<p><u>次のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p><u>1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者</u></p> <p><u>2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者</u></p> <p><u>3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者</u></p> <p><u>4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者</u></p> <p><u>例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦、旅行者（観光客等）等が考</u></p>	<u>要配慮者 等</u>	<p><u>高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者及び当該配慮を要する者のうち、武力攻撃災害等が発生し、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者をいう。</u></p>
				[略]		[略]	

					<u>えられる。</u>	
				[略]		

頁	編	章	標 題	旧	新
2-3	1	2	<p>3 住民に対する情報提供（法8関係）</p> <p>8 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9）</p>	<p>略</p> <p>また、<u>災害時要援護者</u>に対しても、確実に情報を伝達できるよう必要な体制の整備に努める。</p> <p>8 <u>災害時要援護者</u>への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9）</p> <p>国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障がい者等の<u>災害時要援護者</u>に対するきめ細かな配慮が必要であり、市は、警報及び緊急通報の伝達、避難誘導、救援の実施に当たって、<u>災害時要援護者</u>の保護について留意する。</p>	<p>略</p> <p>また、<u>要配慮者等</u>に対しても、確実に情報を伝達できるよう必要な体制の整備に努める。</p> <p>8 <u>要配慮者等</u>への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9）</p> <p>国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障がい者等の<u>要配慮者等</u>に対するきめ細かな配慮が必要であり、市は、警報及び緊急通報の伝達、避難誘導、救援の実施に当たって、<u>要配慮者等</u>の保護について留意する。</p>

頁	編	章	標 題	旧	新																								
5-6	1	3	1 各機関の事務又は業務の概要	<p>(2) 県</p> <p><u>【参考例】</u></p> <p>指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>函館関税</u> 八戸税関支所 宮古税関支所 大船渡税関支所 大船渡税関支所 釜石出張所</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td> <u>1 救援物資の円滑な供給の確保</u> <u>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</u> <u>3 被災中小企業の復興</u> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の概要	[略]		<u>函館関税</u> 八戸税関支所 宮古税関支所 大船渡税関支所 大船渡税関支所 釜石出張所	[略]	[略]		東北経済産業局	<u>1 救援物資の円滑な供給の確保</u> <u>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</u> <u>3 被災中小企業の復興</u>	[略]		<p>(2) 県</p> <p><u>【削除】</u></p> <p>指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>函館税関</u> <u>八戸税関支署</u> <u>宮古税関支署</u> <u>大船渡税関支署</u> <u>釜石税関支署</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td> <u>1 工業用水道の応急・復旧対策</u> <u>2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること</u> <u>3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援</u> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の概要	[略]		<u>函館税関</u> <u>八戸税関支署</u> <u>宮古税関支署</u> <u>大船渡税関支署</u> <u>釜石税関支署</u>		[略]		東北経済産業局	<u>1 工業用水道の応急・復旧対策</u> <u>2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること</u> <u>3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援</u>	[略]	
機関の名称	事務又は業務の概要																												
[略]																													
<u>函館関税</u> 八戸税関支所 宮古税関支所 大船渡税関支所 大船渡税関支所 釜石出張所	[略]																												
[略]																													
東北経済産業局	<u>1 救援物資の円滑な供給の確保</u> <u>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</u> <u>3 被災中小企業の復興</u>																												
[略]																													
機関の名称	事務又は業務の概要																												
[略]																													
<u>函館税関</u> <u>八戸税関支署</u> <u>宮古税関支署</u> <u>大船渡税関支署</u> <u>釜石税関支署</u>																													
[略]																													
東北経済産業局	<u>1 工業用水道の応急・復旧対策</u> <u>2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること</u> <u>3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援</u>																												
[略]																													

頁	編	章	標 題	旧	新																				
7-8	1	3	1 各機関の事務又は業務の概要	指定公共機関及び指定地方公共機関	指定公共機関及び指定地方公共機関																				
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送事業者 [略] <u>(株)アイビージー岩手放送</u> [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>運送事業者 [略] <u>J Rバス東北(株)</u> <u>(株)日本航空インターナショナル</u> [略] <u>(社)岩手県トラック協会</u> <u>(社)岩手県バス協会</u> [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>電気事業者 [略] 東北電力(株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス事業者 <u>(社)岩手県高圧ガス保安</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の概要	放送事業者 [略] <u>(株)アイビージー岩手放送</u> [略]	[略]	運送事業者 [略] <u>J Rバス東北(株)</u> <u>(株)日本航空インターナショナル</u> [略] <u>(社)岩手県トラック協会</u> <u>(社)岩手県バス協会</u> [略]	[略]	電気事業者 [略] 東北電力(株)		ガス事業者 <u>(社)岩手県高圧ガス保安</u>	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送事業者 [略] <u>(株)IBC岩手放送</u> [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>運送事業者 [略] <u>ジェイアールバス東北(株)</u> <u>日本航空(株)</u> [略] <u>(公社)岩手県トラック協会</u> <u>(公社)岩手県バス協会</u> [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>電気事業者 [略] <u>東北電力ネットワーク(株)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス事業者</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の概要	放送事業者 [略] <u>(株)IBC岩手放送</u> [略]	[略]	運送事業者 [略] <u>ジェイアールバス東北(株)</u> <u>日本航空(株)</u> [略] <u>(公社)岩手県トラック協会</u> <u>(公社)岩手県バス協会</u> [略]	[略]	電気事業者 [略] <u>東北電力ネットワーク(株)</u>		ガス事業者	[略]
機関の名称	事務又は業務の概要																								
放送事業者 [略] <u>(株)アイビージー岩手放送</u> [略]	[略]																								
運送事業者 [略] <u>J Rバス東北(株)</u> <u>(株)日本航空インターナショナル</u> [略] <u>(社)岩手県トラック協会</u> <u>(社)岩手県バス協会</u> [略]	[略]																								
電気事業者 [略] 東北電力(株)																									
ガス事業者 <u>(社)岩手県高圧ガス保安</u>	[略]																								
機関の名称	事務又は業務の概要																								
放送事業者 [略] <u>(株)IBC岩手放送</u> [略]	[略]																								
運送事業者 [略] <u>ジェイアールバス東北(株)</u> <u>日本航空(株)</u> [略] <u>(公社)岩手県トラック協会</u> <u>(公社)岩手県バス協会</u> [略]	[略]																								
電気事業者 [略] <u>東北電力ネットワーク(株)</u>																									
ガス事業者	[略]																								

7-8	1	3	1 各機関の事務又は業務の概要	協会		(一社)岩手県高圧ガス保安協会	
				[略]		[略]	
				日本郵政公社	[略]	[略]	
				病院、その他の医療機関 独立行政法人国立病院機構 <u>(社)岩手県医師会</u> <u>(社)岩手県歯科医師会</u>	[略]	郵便事業を営む者	[略]
				[略]		病院、その他の医療機関 独立行政法人国立病院機構 <u>(一社)岩手県医師会</u> <u>(一社)岩手県歯科医師会</u> 会	[略]
				[略]		[略]	

頁	編	章	標 題	旧	新
9-10	1	4	2 社会的特徴	<p>(1) 人口分布</p> <p>人口は、<u>2005年</u> 10月1日現在、<u>39,141</u>人、世帯数は<u>14,262</u>世帯となっており、市街地である久慈地区、長内地区には人口の約<u>60%</u>が集中している。<u>(平成17年国勢調査速報値)</u></p> <p>また、2000年から老年人口が幼年人口を上回っており、65歳以上の人口は、<u>8,122</u>人で全体の<u>20.2%</u>を占める割合となっていることから、<u>災害時要援護者</u>対策には十分に配慮する必要がある。</p> <p>(2) 道路の位置等</p> <p>道路については、南北を国道<u>45</u>号線、東西を国道 281 号線がそれぞれ沿岸部及び内陸部を結ぶ重要な路線となつて<u>おり、他に代替路線等はなく、</u>住民の避難にあたる際には自衛隊等の部隊の展開との調整が必要である。</p> <p>本市においても車社会の急激な進展により、自動車の交通量が飛躍的に増加したため、避難の手段として自家用車の使用を認めると重大な混乱を招くと考えら</p>	<p>(1) 人口分布</p> <p>人口は、<u>2020年</u> 10月1日現在、<u>33,043</u>人、世帯数は<u>14,122</u>世帯となっており、市街地である久慈地区、長内地区には人口の約<u>64.8%</u>が集中している。<u>(令和2年国勢調査速報値)</u></p> <p>また、2000年から老年人口が幼年人口を上回っており、65歳以上の人口は、<u>11,006</u>人で全体の<u>33.3%</u>を占める割合となっていることから、<u>要配慮者等</u>対策には十分に配慮する必要がある。</p> <p>(2) 道路の位置等</p> <p>道路については、南北を国道<u>45</u>号線<u>及び三陸沿岸道路</u>、東西を国道 281 号線がそれぞれ沿岸部及び内陸部を結ぶ重要な路線となつて<u>いる。</u>住民の避難にあたる際には自衛隊等の部隊の展開との調整が必要である。</p> <p>本市においても車社会の急激な進展により、自動車の交通量が飛躍的に増加したため、避難の手段として自家用車の使用を認めると重大な混乱を招くと考えら</p>

				<p>れることから、鉄道、バス、徒歩といった手段による避難を原則とする<u>ことが望まれる</u>が、地理的条件や交通事情などを勘案した上で、自家用車の使用も配慮する必要がある。</p> <p>(3) 交通機関等</p> <p>鉄道輸送等は、東日本旅客鉄道(株)、三陸鉄道(株)が担っているが、沿岸部を南北に縦断する路線であり、県内陸部を結ぶ路線がないことから、テロ等により鉄道施設が破壊された場合は、大型輸送機能を失うことになり、住民の避難行動及び緊急物資の運搬が不能になるため、安全確保には特に配慮していく必要がある。</p> <p>バス輸送に関しては、<u>(株)いわて県北自動車、JRバス東北(株)</u>が担っている。</p> <p>また、各社により盛岡、二戸、八戸方面に高速バスが運行されている。</p> <p>(4) [略]</p>	<p>れることから、鉄道、バス、徒歩といった手段による避難を原則とするが、地理的条件や交通事情などを勘案した上で、自家用車の使用も配慮する必要がある。</p> <p>(3) 交通機関等</p> <p>鉄道輸送等は、東日本旅客鉄道(株)、三陸鉄道(株)が担っているが、沿岸部を南北に縦断する路線であり、県内陸部を結ぶ路線がないことから、テロ等により鉄道施設が破壊された場合は、大型輸送機能を失うことになり、住民の避難行動及び緊急物資の運搬が不能になるため、安全確保には特に配慮していく必要がある。</p> <p>バス輸送に関しては、<u>(株)いわて県北自動車、ジェイアールバス東北(株)</u>が担っている。</p> <p>また、各社により盛岡、二戸、八戸方面に高速バスが運行されている。</p> <p>(4) [略]</p>
--	--	--	--	---	---

頁	編	章	標 題	旧	新
13	2	1	1 初動体制等の整備	<p>(1) [略]</p> <p>【市における 24 時間体制の確保について】</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 常備消防機関との連携強化</p> <p>夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、市長、その他関係機関への連絡）に限定して<u>久慈地区広域行政事務組合消防本部</u>に事務を委ねることとする。</p> <p>その際、市においては、初動の連絡の受領次第速やかに対応体制をとることとし、担当職員が登庁後は当該市が<u>久慈地区広域行政事務組合消防本部</u>より引き継ぎ、国民保護措置を実施することとする。</p> <p>この場合、<u>久慈地区広域行政事務組合消防本部</u>は、特に構成する久慈市・洋野町・野田村・普代村の長への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平時より、構成市町村との連携を密にし、初動連絡体制等の整備や職員への周知を十分に実施しておく。</p>	<p>(1) [略]</p> <p>【市における 24 時間体制の確保について】</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 常備消防機関との連携強化</p> <p>夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、市長、その他関係機関への連絡）に限定して<u>久慈広域連合消防本部</u>に事務を委ねることとする。</p> <p>その際、市においては、初動の連絡の受領次第速やかに対応体制をとることとし、担当職員が登庁後は当該市が<u>久慈広域連合消防本部</u>より引き継ぎ、国民保護措置を実施することとする。</p> <p>この場合、<u>久慈広域連合消防本部</u>は、特に構成する久慈市・洋野町・野田村・普代村の長への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平時より、構成市町村との連携を密にし、初動連絡体制等の整備や職員への周知を十分に実施しておく。</p>

頁	編	章	標 題	旧	新				
14-16	2	1	1 初動体制等の整備	<p>【夜間、休日等における連絡体制】</p> <p>表中</p> <p><u>久慈地区広域行政事務組合</u>消防本部</p> <p>①市長、<u>助役、総務企画部長</u></p> <p>②総合防災室長、警察</p> <p>③<u>消防防災課長</u>→本部員→本部職員→消防団 →各分団</p> <p>(2) [略]</p> <p>【職員の参集基準】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">職員の参集の範囲</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>総務企画部長</u>、総務課及び<u>消防防災課職員</u></td> </tr> </table> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(7) 消防団の充実・活性化の推進 [略]</p> <p>なお、消防団の活性化に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第2章第2節「<u>自主防災組織等育成計画</u>」の例によるところとする</p>	職員の参集の範囲	<u>総務企画部長</u> 、総務課及び <u>消防防災課職員</u>	<p>【夜間、休日等における連絡体制】</p> <p>表中</p> <p><u>久慈広域連合</u>消防本部</p> <p>①市長、<u>副市長、総務部長</u></p> <p>②総合防災室長、警察</p> <p>③<u>防災危機管理課長</u>→本部員→本部職員→消防団→各分団</p> <p>(2) [略]</p> <p>【職員の参集基準】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">職員の参集の範囲</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>総務部長</u>、総務課及び<u>防災危機管理課職員</u></td> </tr> </table> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(7) 消防団の充実・活性化の推進 [略]</p> <p>なお、消防団の活性化に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第2章第2節「<u>地域防災活動活性化計画</u>」の例によるところとする</p>	職員の参集の範囲	<u>総務部長</u> 、総務課及び <u>防災危機管理課職員</u>
職員の参集の範囲									
<u>総務企画部長</u> 、総務課及び <u>消防防災課職員</u>									
職員の参集の範囲									
<u>総務部長</u> 、総務課及び <u>防災危機管理課職員</u>									

頁	編	章	標 題	旧	新
16	2	1	2 通信体制の整備等	<p>(1) 非常通信体制の整備 [略]</p> <p>なお、通信施設の整備に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第2章第6節「防災施設等整備計画」に、災害時における通信の確保については、久慈市地域防災計画第3章第3節「通信情報計画」の例によるものとする。</p> <p>(2) 非常通信体制の確保 [略]</p>	<p>(1) 非常通信体制の整備 [略]</p> <p>なお、通信施設の整備に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第2章第8節「防災施設等整備計画」に、災害時における通信の確保については、久慈市地域防災計画第3章第3節「通信情報計画」の例によるものとする。</p> <p>(2) 非常通信体制の確保 [略]</p>

頁	編	章	標 題	旧		新	
17	2	1	2 通信体制の整備等	施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の一 [略] 	施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>武力攻撃災害等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、消防防災無線等を中心に、総合行政ネットワーク（L G W A N）、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。</u>
				運用面	<ul style="list-style-type: none"> [略] ・ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、<u>高齢者、障害者、外国人、その他の情報の伝達に際し援護を要する者</u>及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常通信設備等の一 [略]
						運用面	<ul style="list-style-type: none"> [略] ・ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、<u>要配慮者等</u>及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

頁	編	章	標 題	旧	新
18	2	1	2 通信体制の整備等	<p>(3) 防災行政無線の整備</p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る <u>とともに、デジタル化を推進する。</u></p>	<p>(3) 防災行政無線の整備</p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。</p>
18	2	1	3 関係機関との連携体制の整備	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 近接市町村との連携 [略]</p> <p>なお、市町村間の相互応援等に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章第9節「<u>相互応援協力計画</u>」の例によるものとする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 自主防災組織に対する支援 [略]</p> <p>なお、自主防災組織の支援に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第2章第2節「<u>自主防災組織等育成計画</u>」の例によるものとする。</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 近接市町村との連携 [略]</p> <p>なお、市町村間の相互応援等に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章第9節「<u>県、市町村等応援協力計画</u>」の例によるものとする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 自主防災組織に対する支援 [略]</p> <p>なお、自主防災組織の支援に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第2章第2節「<u>地域防災活動活性化計画</u>」の例によるものとする。</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
19	2	1	3 関係機関との連携体制の整備	<p>(5) ボランティア団体等に対する支援</p> <p>市は、防災に関する連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>なお、ボランティア団体等の支援に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第2章第19節「<u>ボランティア育成計画</u>」の例によるものとする。</p>	<p>(5) ボランティア団体等に対する支援</p> <p>市は、防災に関する連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>なお、ボランティア団体等の支援に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第2章第21節「<u>防災ボランティア育成計画</u>」の例によるものとする。</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
20	2	2	1 警報を伝達する 大規模集客施設等の 把握	<p>【大規模集客施設の例】</p> <p>①～⑧ [略]</p> <p>⑨その他の集まる施設（収容人員 100 人以上若しくは建物面積 <u>1,00</u> m²以上の建物）</p>	<p>【大規模集客施設の例】</p> <p>①～⑧ [略]</p> <p>⑨その他の集まる施設（収容人員 100 人以上若しくは建物面積 <u>1,000</u> m²以上の建物）</p>
20	2	2	2 避難実施要領の パターンの作成（法 61 関係）	<p>市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、久慈市地域防災計画第 2 章第 5 節「避難対策計画」及び第 3 章 <u>13 節</u>「避難・救出計画」並びに県や消防庁が作成するマニュアルを参考 に、季節の別（特に冬季の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p> <p>この場合において、<u>災害時要援護者</u>の避難方法等についても配慮するものとする。</p> <p>【避難実施要領作成の際の主な留意事項】</p> <p>①～② [略]</p> <p>③ [略]</p> <p>例：集合場所：A 市 A1 地区 2－1 の</p>	<p>市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、久慈市地域防災計画第 2 章第 5 節「避難対策計画」及び第 3 章 <u>第 14 節</u>「避難・救出計画」並びに県や消防庁が作成するマニュアルを参考 に、季節の別（特に冬季の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p> <p>この場合において、<u>要配慮者等</u>の避難方法等についても配慮するものとする。</p> <p>【避難実施要領作成の際の主な留意事項】</p> <p>①～② [略]</p> <p>③ [略]</p> <p>例：集合場所：A 市 A1 地区 2－1 の</p>

				<p>A市立A1小学校グラウンドに集合する。</p> <p>集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、災害時要援護者については自動車等の使用を可とする。</p> <p>④ [略]</p> <p>⑤ 集合に当たっての留意事項</p> <p>集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、災害時要援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。</p> <p>例：集合に当たっては、災害時要援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。</p> <p>⑥～⑦ [略]</p> <p>⑧ 災害時要援護者への対応</p> <p>災害時要援護者等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法</p>	<p>A市立A1小学校グラウンドに集合する。</p> <p>集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者等については自動車等の使用を可とする。</p> <p>④ [略]</p> <p>⑤ 集合に当たっての留意事項</p> <p>集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者等への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。</p> <p>例：集合に当たっては、要配慮者等の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。</p> <p>⑥～⑦ [略]</p> <p>⑧ 要配慮者等への対応</p> <p>要配慮者等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載</p>
--	--	--	--	--	--

				<p>を記載する。</p> <p>例：誘導に際しては、災害時要援護者等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。</p> <p>⑨～⑫ [略]</p>	<p>する。</p> <p>例：誘導に際しては、要配慮者等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。</p> <p>⑨～⑫ [略]</p>
--	--	--	--	--	--

頁	編	章	標 題	旧	新
25	2	2	2 避難実施要領の パターンの作成（法 61 関係）	<p>【避難実施要領のイメージ】</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難住民の誘導の実施方法 (1)～(2) [略]</p> <p>(3) 災害時要援護者に対する避難誘導 誘導に当たっては、災害時要援護者を 優先的に避難誘導する。また、自主防災 組織や自治会など地域住民にも、福祉関 係者との連携のもと、市職員等の行う避 難誘導の実施への協力を要請する。</p> <p>3 [略]</p>	<p>【避難実施要領のイメージ】</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難住民の誘導の実施方法 (1)～(2) [略]</p> <p>(3) 要配慮者等に対する避難誘導 誘導に当たっては、要配慮者等を優先 的に避難誘導する。また、自主防災組織 や自治会など地域住民にも、福祉関係者 との連携のもと、市職員等の行う避難誘 導の実施への協力を要請する。</p> <p>3 [略]</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
26	2	2	4 避難施設の指定への協力	<p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p>	<p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等の</u>必要な情報を提供するなど県に協力する。また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p>
27	2	2	5 生活関連等施設の把握等	<p>市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。</p> <p>また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成<u>17</u>年8月<u>29</u>日閣副安危第<u>364</u>号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。</p>	<p>市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。</p> <p>また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成<u>17</u>年8月<u>29</u>日閣副安危第<u>364</u>号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。</p>

頁	編	章	標 題	旧	新																																																		
27	2	2	5 生活関連等施設の把握等	<p>【生活関連等施設及び危険物質等の種類及び所管省庁】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種 類</th> <th>所管省庁 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 28 条 危険物質 等</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物 質（汚染 物質を含 む）</td> <td><u>文部科学 省、経済 産業省</u></td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物 質</td> <td><u>文部科学 省、経済 産業省</u></td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同 位元素 （汚染物 質を含 む）</td> <td><u>文部科学 省</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種 類	所管省庁 名	[略]				第 28 条 危険物質 等	[略]			5号	核燃料物 質（汚染 物質を含 む）	<u>文部科学 省、経済 産業省</u>	6号	核原料物 質	<u>文部科学 省、経済 産業省</u>	7号	放射性同 位元素 （汚染物 質を含 む）	<u>文部科学 省</u>	[略]				<p>【生活関連等施設及び危険物質等の種類及び所管省庁】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種 類</th> <th>所管省庁 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 28 条 危険物質 等</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物 質（汚染 物質を含 む）</td> <td><u>原子力規 制委員会</u></td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物 質</td> <td><u>原子力規 制委員会</u></td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同 位元素 （汚染物 質を含 む）</td> <td><u>原子力規 制委員会</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種 類	所管省庁 名	[略]				第 28 条 危険物質 等	[略]			5号	核燃料物 質（汚染 物質を含 む）	<u>原子力規 制委員会</u>	6号	核原料物 質	<u>原子力規 制委員会</u>	7号	放射性同 位元素 （汚染物 質を含 む）	<u>原子力規 制委員会</u>	[略]			
国民保護法施行令	各号	施設の種 類	所管省庁 名																																																				
[略]																																																							
第 28 条 危険物質 等	[略]																																																						
	5号	核燃料物 質（汚染 物質を含 む）	<u>文部科学 省、経済 産業省</u>																																																				
	6号	核原料物 質	<u>文部科学 省、経済 産業省</u>																																																				
	7号	放射性同 位元素 （汚染物 質を含 む）	<u>文部科学 省</u>																																																				
[略]																																																							
国民保護法施行令	各号	施設の種 類	所管省庁 名																																																				
[略]																																																							
第 28 条 危険物質 等	[略]																																																						
	5号	核燃料物 質（汚染 物質を含 む）	<u>原子力規 制委員会</u>																																																				
	6号	核原料物 質	<u>原子力規 制委員会</u>																																																				
	7号	放射性同 位元素 （汚染物 質を含 む）	<u>原子力規 制委員会</u>																																																				
[略]																																																							

頁	編	章	標 題	旧	新
28	2	3		<p>[略]</p> <p>なお、<u>防災資機材等の整備</u>に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第2章第6節「<u>防災施設等整備計画</u>」の例によるものとする。</p>	<p>[略]</p> <p>なお、<u>食料や生活必需品等の備蓄及び防災資機材等の整備</u>に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第2章第6節の2「<u>食料・生活必需品等の備蓄計画</u>」及び第8節「<u>防災施設等整備計画</u>」の例によるものとする。</p>
30	2	4	1 国民保護に関する啓発（法43関係）	<p>(1) 啓発の方法</p> <p>[略]</p> <p>また、<u>災害時要援護者</u>に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。</p> <p>(2)～(6) [略]</p>	<p>(1) 啓発の方法</p> <p>[略]</p> <p>また、<u>要配慮者等</u>に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。</p> <p>(2)～(6) [略]</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
31	2	4	2 訓練	<p>(1) 市における訓練の実施（法 42①） [略] 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項（法 42 関係）</p> <p>① [略]</p> <p>② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意す</p>	<p>(1) 市における訓練の実施（法 42①） [略] 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項（法 42 関係）</p> <p>① [略]</p> <p>② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に要配慮者等への的確な対応が図られるよう留意する。</p>

				る。 ③～⑥ [略]	③～⑥ [略]
--	--	--	--	---------------	---------

頁	編	章	標 題	旧	新
34	3	1	1 市対策本部の設置	<p>【国民保護措置の全体の仕組み】 [略]</p> <p>(1) 市対策本部の設置の流れ</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集</p> <p>市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p><u>※一斉参集システム</u> <u>大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム</u></p> <p>④・⑤ [略]</p>	<p>【国民保護措置の全体の仕組み】 [略]</p> <p>(1) 市対策本部の設置の流れ</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集</p> <p>市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p>[削除]</p> <p>④・⑤ [略]</p>

頁	編	章	標 題	旧	新																								
35	3	1	2 市対策本部の組織構成及び機能	(1) 市対策本部の組織 【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】 表中 事務局長 <u>消防防災課長</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>総務企画部</u> 山形総合支所</td> <td>総務課班、財政課班、<u>政策推進課班</u>、<u>まちづくり振興課班</u>、<u>消防防災課班</u>、ふるさと振興課班</td> </tr> <tr> <td><u>市民生活部</u> 山形総合支所</td> <td>市民課班、<u>国保年金課班</u>、<u>税務課班</u>、<u>収納対策課班</u>、<u>住民生活課班</u></td> </tr> <tr> <td><u>健康福祉部</u></td> <td>社会福祉課班、保健推進課班、<u>介護支援課班</u>、山形福祉室班</td> </tr> <tr> <td><u>農林水産部</u> 山形総合支所</td> <td>農政課班、林業水産課班、産業建設課班</td> </tr> <tr> <td><u>産業振興部</u> 山形総合支所</td> <td>商工観光課班、<u>産業振興課班</u>、産業建設課班</td> </tr> <tr> <td>建設部 山形総合支</td> <td><u>土木課班</u>、<u>都市計画課班</u>、<u>建築住宅課班</u>、<u>下水</u></td> </tr> </tbody> </table>	部 局	班	<u>総務企画部</u> 山形総合支所	総務課班、財政課班、 <u>政策推進課班</u> 、 <u>まちづくり振興課班</u> 、 <u>消防防災課班</u> 、ふるさと振興課班	<u>市民生活部</u> 山形総合支所	市民課班、 <u>国保年金課班</u> 、 <u>税務課班</u> 、 <u>収納対策課班</u> 、 <u>住民生活課班</u>	<u>健康福祉部</u>	社会福祉課班、保健推進課班、 <u>介護支援課班</u> 、山形福祉室班	<u>農林水産部</u> 山形総合支所	農政課班、林業水産課班、産業建設課班	<u>産業振興部</u> 山形総合支所	商工観光課班、 <u>産業振興課班</u> 、産業建設課班	建設部 山形総合支	<u>土木課班</u> 、 <u>都市計画課班</u> 、 <u>建築住宅課班</u> 、 <u>下水</u>	(1) 市対策本部の組織 【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】 表中 事務局長 <u>防災危機管理課長</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>総務部</u> 山形総合支所</td> <td>総務課班、財政課班、<u>税務課班</u>、<u>収納課班</u>、<u>防災危機管理課班</u>、ふるさと振興課班</td> </tr> <tr> <td><u>総合政策部</u></td> <td><u>政策推進課班</u>、<u>地域づくり振興課班</u>、<u>情報システム課班</u>、<u>市民センター班</u>、</td> </tr> <tr> <td><u>生活福祉部</u> 山形総合支所</td> <td>市民課班、<u>生活環境課班</u>、<u>保険推進課班</u>、<u>ワクチン接種対策室班</u>、<u>地域包括支援センター班</u>、社会福祉課班、<u>子育て世代包括支援センター班</u>、山形福祉室班、<u>ふるさと振興課班</u></td> </tr> <tr> <td><u>産業経済部</u> 山形総合支</td> <td>農政課班、林業水産課班、商工観光課班、産業</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	班	<u>総務部</u> 山形総合支所	総務課班、財政課班、 <u>税務課班</u> 、 <u>収納課班</u> 、 <u>防災危機管理課班</u> 、ふるさと振興課班	<u>総合政策部</u>	<u>政策推進課班</u> 、 <u>地域づくり振興課班</u> 、 <u>情報システム課班</u> 、 <u>市民センター班</u> 、	<u>生活福祉部</u> 山形総合支所	市民課班、 <u>生活環境課班</u> 、 <u>保険推進課班</u> 、 <u>ワクチン接種対策室班</u> 、 <u>地域包括支援センター班</u> 、社会福祉課班、 <u>子育て世代包括支援センター班</u> 、山形福祉室班、 <u>ふるさと振興課班</u>	<u>産業経済部</u> 山形総合支	農政課班、林業水産課班、商工観光課班、産業
部 局	班																												
<u>総務企画部</u> 山形総合支所	総務課班、財政課班、 <u>政策推進課班</u> 、 <u>まちづくり振興課班</u> 、 <u>消防防災課班</u> 、ふるさと振興課班																												
<u>市民生活部</u> 山形総合支所	市民課班、 <u>国保年金課班</u> 、 <u>税務課班</u> 、 <u>収納対策課班</u> 、 <u>住民生活課班</u>																												
<u>健康福祉部</u>	社会福祉課班、保健推進課班、 <u>介護支援課班</u> 、山形福祉室班																												
<u>農林水産部</u> 山形総合支所	農政課班、林業水産課班、産業建設課班																												
<u>産業振興部</u> 山形総合支所	商工観光課班、 <u>産業振興課班</u> 、産業建設課班																												
建設部 山形総合支	<u>土木課班</u> 、 <u>都市計画課班</u> 、 <u>建築住宅課班</u> 、 <u>下水</u>																												
部 局	班																												
<u>総務部</u> 山形総合支所	総務課班、財政課班、 <u>税務課班</u> 、 <u>収納課班</u> 、 <u>防災危機管理課班</u> 、ふるさと振興課班																												
<u>総合政策部</u>	<u>政策推進課班</u> 、 <u>地域づくり振興課班</u> 、 <u>情報システム課班</u> 、 <u>市民センター班</u> 、																												
<u>生活福祉部</u> 山形総合支所	市民課班、 <u>生活環境課班</u> 、 <u>保険推進課班</u> 、 <u>ワクチン接種対策室班</u> 、 <u>地域包括支援センター班</u> 、社会福祉課班、 <u>子育て世代包括支援センター班</u> 、山形福祉室班、 <u>ふるさと振興課班</u>																												
<u>産業経済部</u> 山形総合支	農政課班、林業水産課班、商工観光課班、産業																												

				<table border="1"> <tr> <td>所</td> <td><u>道課班、水道事業所班、産業建設課班</u></td> </tr> <tr> <td>出納部</td> <td>会計課班</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td><u>総務学事課班、学校指導課班、学校給食センター班、社会文化課班、社会体育課班、教育振興室班</u></td> </tr> <tr> <td>協力部</td> <td>議会事務局班、監査委員事務局班、農業委員会事務局班</td> </tr> </table>	所	<u>道課班、水道事業所班、産業建設課班</u>	出納部	会計課班	教育部	<u>総務学事課班、学校指導課班、学校給食センター班、社会文化課班、社会体育課班、教育振興室班</u>	協力部	議会事務局班、監査委員事務局班、農業委員会事務局班	<table border="1"> <tr> <td>所</td> <td>建設課班</td> </tr> <tr> <td><u>企業立地港湾部</u></td> <td><u>企業立地課班、港湾エネルギー推進課班</u></td> </tr> <tr> <td>建設部 山形総合支所</td> <td><u>建設企画課班、建設設備課班、道路河川維持課班、産業建設課班</u></td> </tr> <tr> <td><u>会計部</u></td> <td>会計課班</td> </tr> <tr> <td><u>上下水道部</u></td> <td><u>経営企画課班、上下水道整備課班</u></td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td><u>教育総務課班、学校教育課班、学校給食センター班、生涯学習課班、文化課班、山形教育室班、学校建設推進室班</u></td> </tr> <tr> <td>協力部</td> <td>議会事務局班、監査委員事務局班、農業委員会事務局班</td> </tr> </table>	所	建設課班	<u>企業立地港湾部</u>	<u>企業立地課班、港湾エネルギー推進課班</u>	建設部 山形総合支所	<u>建設企画課班、建設設備課班、道路河川維持課班、産業建設課班</u>	<u>会計部</u>	会計課班	<u>上下水道部</u>	<u>経営企画課班、上下水道整備課班</u>	教育部	<u>教育総務課班、学校教育課班、学校給食センター班、生涯学習課班、文化課班、山形教育室班、学校建設推進室班</u>	協力部	議会事務局班、監査委員事務局班、農業委員会事務局班
所	<u>道課班、水道事業所班、産業建設課班</u>																										
出納部	会計課班																										
教育部	<u>総務学事課班、学校指導課班、学校給食センター班、社会文化課班、社会体育課班、教育振興室班</u>																										
協力部	議会事務局班、監査委員事務局班、農業委員会事務局班																										
所	建設課班																										
<u>企業立地港湾部</u>	<u>企業立地課班、港湾エネルギー推進課班</u>																										
建設部 山形総合支所	<u>建設企画課班、建設設備課班、道路河川維持課班、産業建設課班</u>																										
<u>会計部</u>	会計課班																										
<u>上下水道部</u>	<u>経営企画課班、上下水道整備課班</u>																										
教育部	<u>教育総務課班、学校教育課班、学校給食センター班、生涯学習課班、文化課班、山形教育室班、学校建設推進室班</u>																										
協力部	議会事務局班、監査委員事務局班、農業委員会事務局班																										

頁	編	章	標 題	旧	新																																												
36-41	3	1	2 市対策本部の組織構成及び機能	<p>【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>代替職員（第1順位）</th> <th>代替職員（第2順位）</th> <th>代替職員（第3順位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市対策本部長（市長）</td> <td>副市長</td> <td>副市長</td> <td><u>総務企画部長</u></td> </tr> <tr> <td>市対策本部副本部長（副市長）</td> <td>副市長</td> <td><u>総務企画部長</u></td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>市対策本部員（部等の長）</td> <td>部局内主管課長</td> <td>部局内課長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【市の各部課室における武力攻撃事態における業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>班 名</th> <th>武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>総務企</u></td> <td>総務課</td> <td>1. 国民保護対策本部</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）	市対策本部長（市長）	副市長	副市長	<u>総務企画部長</u>	市対策本部副本部長（副市長）	副市長	<u>総務企画部長</u>	総務課長	市対策本部員（部等の長）	部局内主管課長	部局内課長		部局名	班 名	武力攻撃事態等における業務	<u>総務企</u>	総務課	1. 国民保護対策本部	<p>【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>代替職員（第1順位）</th> <th>代替職員（第2順位）</th> <th>代替職員（第3順位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市対策本部長（市長）</td> <td>副市長</td> <td><u>総務部長</u></td> <td><u>総合政策部長</u></td> </tr> <tr> <td>市対策本部副本部長（副市長）</td> <td>副市長</td> <td><u>総合政策部長</u></td> <td><u>生活福祉部長</u></td> </tr> <tr> <td>市対策本部員（部等の長）</td> <td>部局内主管課長</td> <td>部局内課長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【市の各部課室における武力攻撃事態における業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>班 名</th> <th>武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>総務部</u></td> <td>総務課</td> <td>1. 国民保護対策本部</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）	市対策本部長（市長）	副市長	<u>総務部長</u>	<u>総合政策部長</u>	市対策本部副本部長（副市長）	副市長	<u>総合政策部長</u>	<u>生活福祉部長</u>	市対策本部員（部等の長）	部局内主管課長	部局内課長		部局名	班 名	武力攻撃事態等における業務	<u>総務部</u>	総務課	1. 国民保護対策本部
名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）																																														
市対策本部長（市長）	副市長	副市長	<u>総務企画部長</u>																																														
市対策本部副本部長（副市長）	副市長	<u>総務企画部長</u>	総務課長																																														
市対策本部員（部等の長）	部局内主管課長	部局内課長																																															
部局名	班 名	武力攻撃事態等における業務																																															
<u>総務企</u>	総務課	1. 国民保護対策本部																																															
名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）																																														
市対策本部長（市長）	副市長	<u>総務部長</u>	<u>総合政策部長</u>																																														
市対策本部副本部長（副市長）	副市長	<u>総合政策部長</u>	<u>生活福祉部長</u>																																														
市対策本部員（部等の長）	部局内主管課長	部局内課長																																															
部局名	班 名	武力攻撃事態等における業務																																															
<u>総務部</u>	総務課	1. 国民保護対策本部																																															

				画部 山形総 合支所	班 ふるさ と振興 課班	<p>員会議の庶務に関する こと。</p> <p>2. 各々が実施する国民保護措置の総合調整に関する こと。</p> <p>3. 市国民保護対策本部の設置・運営に関する こと。</p> <p>4. 報道対応に関する こと。</p> <p><u>5.</u> 本部長及び副本部長の補佐に関する こと。</p> <p><u>6.</u> 防災行政無線局の管理及び運用に関する こと。</p> <p><u>7.</u> 外国人への警報内容等の周知に関する こと。</p> <p><u>8.</u> 交戦国出身者、観光客等の保護に関する こと。</p> <p><u>9.</u> 安否情報の収集・確認に関する こと。</p>		山形総 合支所	班 ふるさ と振興 課班	<p>員会議の庶務に関する こと。</p> <p>2. 各々が実施する国民保護措置の総合調整に関する こと。</p> <p>3. 市国民保護対策本部の設置・運営に関する こと。</p> <p>4. 報道対応に関する こと。</p> <p><u>5.</u> <u>放送事業者に対する放送要請及び新聞事業者に対する報道要請に関する こと。</u></p> <p><u>6.</u> 本部長及び副本部長の補佐に関する こと。</p> <p><u>7.</u> 防災行政無線局の管理及び運用に関する こと。</p> <p><u>8.</u> 外国人への警報内容等の周知に関する こと。</p>
--	--	--	--	------------------	-----------------------	--	--	------------	-----------------------	---

					<p><u>10. その他、他部に属さない事項に関する</u>こと。</p>			<p><u>9. 交戦国出身者、観光客等の保護に関する</u>こと。</p> <p><u>10. 安否情報の収集・確認に関する</u>こと。</p> <p><u>11. その他、他部に属さない事項に関する</u>こと。</p>
				財政課班	<p>1. 市有財産等の貸付及び使用に関する</p> こと。 <p>2. 国民保護措置の予算に関する</p> こと。 3. 車両の確保及び配車に関すること。 <p>4. 緊急通行車両の確保に関する</p> こと。 <p>5. 避難住民、物資の輸送に関する</p> こと。 <p>6. 生活関連物資等の調達に関する</p> こと。 <p>7. 本部の電話交換に関する</p> こと。	財政課班	<p>1. 市有財産等の貸付及び使用に関する</p> こと。 <p>2. 国民保護措置の予算に関する</p> こと。 3. 車両の確保及び配車に関すること。 <p>4. 緊急通行車両の確保に関する</p> こと。 <p>5. 避難住民、物資の輸送に関する</p> こと。 <p>6. <u>衣料品、医療資機材等及び</u>生活関連物資等の調達に関する</p> こと。 <p>7. 本部の電話交換に</p>	
				政策推進課班	<p><u>1. 通信機関との連絡調整及び通信情報に関する</u>こと。</p> <p><u>2. 電力及び燃料等のエネルギー供給機関との連絡調整に</u></p>			

					<p><u>関すること。</u></p> <p><u>3. 部内他班に対する 応援に関すること。</u></p>			<p>関すること。</p>
				<p><u>まちづ くり振 興課班</u></p>	<p>1. ボランティア及び 応援者の受入れ及 び配置に関するこ と。</p> <p>2. 国民保護の広報に 関すること。</p> <p>3. 国民保護措置の撮 影記録に関するこ と。</p> <p>4. <u>輸送機関</u>との連絡 調整に関すること。</p>	<p>税務課 班</p> <p><u>収納課 班</u></p>	<p>1. 市税の減免及び徴 収猶予に関するこ と。</p> <p>2. 住家等の被害調査 に関すること。</p> <p>3. 部内他班に対する 応援に関すること。</p>	
				<p><u>消防防 災課班</u></p>	<p>1. 市国民保護対策本 部の庶務に関する こと。</p> <p>2. 本部員会議の総括 に関すること。</p> <p>3. 避難実施要領の策 定に関すること。</p> <p>4. 国民保護に係る備 蓄・訓練等に関する こと。</p>	<p><u>防災危 機管理 課班</u></p>	<p>1. 市国民保護対策本 部の庶務に関する こと。</p> <p>2. 本部員会議の総括 に関すること。</p> <p>3. 避難実施要領の策 定に関すること。</p> <p>4. 国民保護に係る備 蓄・訓練等に関する こと。</p> <p>5. 避難施設の指定に 関すること。</p> <p>6. 国民保護に関する 情報収集の総括 及び伝達に關す ること。</p>	

					<p>5. 避難施設の指定に関すること。</p> <p>6. 国民保護に関する情報収集の総括及び伝達に関すること。</p> <p>7. 緊急事態連絡室に関すること。</p> <p>8. 市国民保護協議会に関すること。</p> <p>9. 自衛隊に対する派遣要請に関すること。</p> <p><u>10. 非常通信に関すること。</u></p> <p><u>11. 消防及び水防活動に関すること。</u></p> <p><u>12. 消防団の動員に関すること。</u></p> <p><u>13. 行方不明者の捜索に関すること。</u></p> <p><u>14. 被害者の救助・救出に関すること。</u></p> <p><u>15. 警戒区域の設定に</u></p>			<p>7. 緊急事態連絡室に関すること。</p> <p>8. 市国民保護協議会に関すること。</p> <p>9. 自衛隊に対する派遣要請に関すること。</p> <p><u>10. 防災航空隊に対する派遣要請に関すること。</u></p> <p><u>11. 緊急消防援助隊及び県内消防広域応援要請に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>12. 非常通信に関すること。</u></p> <p><u>13. 消防及び水防活動に関すること。</u></p> <p><u>14. 消防団の動員に関すること。</u></p> <p><u>15. 行方不明者の捜索に関すること。</u></p> <p><u>16. 被害者の救助・救出に関すること。</u></p>
--	--	--	--	--	---	--	--	---

					<p>関すること。</p> <p><u>16.</u> 自主防災組織等の連絡調整及び支援に関すること。</p> <p><u>17.</u> 臨時ヘリポートの設置及び運営に関すること。</p>			<p><u>17.</u> 警戒区域の設定に関すること。</p> <p><u>18.</u> 自主防災組織等の連絡調整及び支援に関すること。</p> <p><u>19.</u> 臨時ヘリポートの設置及び運営に関すること。</p>	
				<p><u>市民生活部</u> 山形総合支所</p>	<p>市民課 班</p> <p><u>住民生活課班</u></p>	<p>1. 衛生施設等の被害調査に関すること。</p> <p>2. 収容避難所の設置及び運営の総括に関すること。</p> <p><u>3.</u> 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関すること。</p> <p><u>4.</u> 寝具、トイレトーパー等生活必需品の受給に係る連絡調達に関すること。</p> <p><u>5.</u> 廃棄物収集運搬用資機材及びし尿処理用資機材の調達に関すること。</p>	<p><u>総合政策部</u></p>	<p>政策推進課班</p> <p><u>地域づくり振興課班</u></p>	<p><u>1. 関係省庁に対する周知に関すること。</u></p> <p><u>2. 部内他班に対する応援に関すること。</u></p> <p>1. ボランティア及び応援者の受入れ及び配置に関すること。</p> <p>2. 国民保護の広報に関すること。</p> <p>3. 国民保護措置の撮影記録に関すること。</p> <p>4. <u>運送・輸送事業者</u>との連絡調整に関すること。</p>

					<p>6. 廃棄物処理施設などへの対策に関すること。</p> <p>7. 被災地における物価の安定に関すること。</p> <p>8. 食品の需給に係る連絡調整に関すること。</p> <p>9. 庁内放送に関すること。</p> <p>10. 安否情報の照合に関すること。</p> <p>11. 部内各班の連絡調整に関すること。</p>		<p><u>情報システム課班</u></p>	<p>1. <u>通信機関との連絡調整に関すること（非常通信に関することを除く。）。</u></p> <p>2. <u>電力及び燃料等のエネルギー供給機関との連絡調整に関すること。</u></p> <p>3. <u>通信機関との連絡調整及び通信情報に関すること。</u></p> <p>4. <u>電力及び燃料等のエネルギー供給機関との連絡調整に関すること。</u></p>
					<p><u>国保年金課班</u></p>		<p>1. <u>収容避難所の設置及び運営の総括に関すること。（所管する施設に開設するものに限る。）</u></p>	
					<p>税務課班</p> <p><u>収納対策課班</u></p>	<p>1. 市税の減免及び徴収猶予に関すること。</p> <p>2. 住家等の被害調査に関すること。</p> <p>3. 部内他班に対する応援に関すること。</p>	<p><u>生活福祉部</u></p> <p>山形総合支所</p> <p>市民課班</p> <p><u>ふるさと振興</u></p>	<p>1. <u>自主避難者情報に関すること。</u></p> <p>2. <u>収容避難所の設置及び運営の総括に</u></p>

				<p><u>健康福祉部</u></p> <p>社会福祉課 山形福祉室</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難住民等に対する救援の総括に関するすること。 2. 社会福祉施設入所者の人数把握、避難に関するすること。 3. 社会福祉協議会及び日本赤十字社との連絡、調整に関するすること。 4. 赤十字標章の交付等に関するすること。 5. 遺体の埋・火葬に関するすること。 6. 遺体収容施設の開設及び遺体の名簿作成に関するすること。 7. 生活必需品の調整及び供給に関するすること。 8. ボランティア活動に関するすること。 9. り災者の生活相談に関するすること。 		<p><u>課班</u></p> <p>関すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 寝具、トイレトーパー等生活必需品の<u>需給</u>に係る連絡調達に関するすること。 4. 被災地における物価の安定に関するすること。 5. 食品の需給に係る連絡調整に関するすること。 6. 庁内放送に関するすること。 7. 安否情報の照合に関するすること。 8. 部内各班の連絡調整に関するすること。
						<p><u>生活環境課班</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 衛生施設等の被害調査に関するすること。 2. 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関するすること。 3. 廃棄物収集運搬用 	

					<p><u>10. 災害時要援護者</u>対策に関すること。</p> <p><u>11. 部内各班の連絡調整</u>に関すること。</p>			<p>資機材及びし尿処理用資機材の調達に関すること。</p> <p><u>4. 廃棄物処理施設などへの対策</u>に関すること。</p> <p><u>5. り災者の生活相談</u>に関すること。</p> <p><u>6. 県が実施する空間線量率の測定</u>に関すること。</p>
				保健推進課班	<p>1. 人的被害の調査に関すること。</p> <p>2. 医療施設等の被害調査に関すること。</p> <p>3. 医薬品及び医療資機材の確保に関すること。</p> <p>4. 医療救護班の編成及び活動に関すること。</p> <p>5. 医療及び保健衛生に関すること。</p> <p>6. 救護所に関すること。</p> <p>7. 医師会との連絡調整に関すること。</p> <p>8. 遺体の検案及び処理に関すること。</p>		保健推進課班 山形福祉室班	<p>1. 人的被害の調査に関すること。</p> <p>2. 医療施設等の被害調査に関すること。</p> <p>3. 医薬品及び医療資機材の確保に関すること。</p> <p>4. 医療救護班の編成及び活動に関すること。</p> <p>5. 医療及び保健衛生に関すること。</p> <p>6. 救護所に関すること。</p>
				<u>介護支援</u> 課班	<p>1. 避難先住民の健康状態の把握と報告</p>			

					4. 被災漁家等に対する融資等の援助に関すること。			作成に関すること。 7. 生活必需品の調整及び供給に関すること。 8. ボランティア活動に関すること。 9. <u>要配慮者等</u> 対策に関すること。 10. 部内各班の連絡調整に関すること。
			産業振興部 山形総合支所	商工観光課班 産業建設課班	1. 観光客、宿泊者等の動向把握、避難及び救援に関すること。 2. 被災商工業者に対する融資等の援助に関すること。 3. 商工観光施設の被害調査に関すること。 4. 部内各班の連絡調整に関すること。		<u>地域包括支援センター</u> <u>一班</u>	1. 避難先住民の健康状態の把握と報告に関すること。 2. <u>要配慮者等</u> 対策に関すること。 3. 部内他班に対する応援に関すること。
				<u>産業振興課班</u>	<u>1. 被災者の雇用対策及び就業支援</u> <u>2. 部内他班に対する応援に関すること。</u>		<u>ワクチン接種対策室</u> <u>班</u> <u>子育て世代包括支援</u>	<u>1. 部内他班に対する応援に関すること。</u>
			建設部 山形総合支所	<u>土木課班</u> 産業建設課班	1. 道路・河川・橋梁の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 土木関係の応急対			

					<p>策用資機材の確保に関すること。</p> <p><u>3.</u> 道路交通規制及び道路情報に関すること。</p> <p>4. 障害物の除去に関すること。</p> <p>5. 部内各班の連絡調整に関すること。</p>		<u>センタ</u> <u>一班</u>	
				<u>都市計</u> <u>画課班</u>	<p>1. 都市施設（下水道施設を除く。）の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p><u>2.</u> 被災宅地の危険度判定に関すること。</p> <p>3. 部内他班に関すること。</p>	<u>産業経</u> <u>済部</u> 山形総 合支所	農政課 班 産業建 設課班	<p>1. 農業関係の応急対策用資機材の確保に関すること。</p> <p>2. 家畜等の輸送、診療、防疫及び応急対策に関すること。</p> <p>3. 被災農家等に対する融資等の援助に関すること。</p>
			<u>建築住</u> <u>宅課班</u>	<p><u>1.</u> 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p><u>2.</u> 仮設住宅の供給手配及び建設に関すること。</p> <p><u>3.</u> 被災建物の危険度</p>	林業水 産課班 産業建 設課班		<p>1. 林業関係の応急対策用資機材の確保に関すること。</p> <p>2. 水産・漁港関係の応急対策用資機材の確保に関すること。</p> <p>3. 被災農家等に対する融資等の援助に関すること。</p>	

					判定に関すること。 <u>4. 応急対策用資機材の確保に関すること。</u>			4. 被災漁家等に対する融資等の援助に関すること。	
				<u>下水道課班</u>	<u>1. 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>2. 部内他班に対する応援に関すること。</u>		商工観光課班 産業建設課班	1. 観光客、宿泊者等の動向把握、避難及び救援に関すること。 2. 被災商工業者に対する融資等の援助に関すること。 3. 商工観光施設及び危険物施設の被害調査に関すること。 4. 部内各班の連絡調整に関すること。	
				<u>水道事業所班 産業建設課</u>	<u>1. 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>2. 飲料水の確保に関すること。</u> <u>3. 被災地域、避難所への応急給水に関すること。</u> <u>4. 断水地域の情報収集及び報告に関すること。</u> <u>5. 水道関係の応急対策用資機材の確保に関すること。</u>		<u>広域道の駅整備推進室班</u>	<u>1. 部内他班に対する応援に関すること。</u>	
				<u>出納部</u>	会計課	1. 応急対策に関する	<u>企業立地港湾部</u>	<u>企業立地課班</u> <u>港湾エネルギー推進</u>	<u>1. 応援対策要員の確保に関すること。</u> <u>1. 運送事業所等に対する海上輸送に関すること。</u>

					班	<p>経費の経理に関する こと。</p> <p>2. 歳計現金の管理に 関すること。</p> <p>3. 災害関係費支出の 審査及び支払いに 関すること。</p>			<u>課班</u>	<u>2. 部内他班に対する 応援に関すること。</u>
				教育部	<u>総務学 事課班</u>	<p>1. 学校施設の被害調 査及び応急対策に 関すること。</p> <p>2. 部内各班の連絡調 整に関すること。</p>	建設部 山形総 合支所	<u>建設企 画課班</u>	<p>1. 市営住宅の被害調 査及び応急対策に 関すること。</p> <p>2. 仮設住宅の供給手 配及び建設に関する こと。</p> <p>3. 被災建物の危険度 判定に関すること。</p> <p>4. <u>住宅関係の</u>応急対 策用資機材の確保に 関すること。</p> <p>5. <u>部内各班の連絡調 整に関すること。</u></p>	
					<u>学校指 導課班 教育振 興室班</u>	<p>1. 児童・生徒の安否 情報の収集に関す ること。</p> <p>2. 被害児童・生徒、 被害教職員の応急 対策に関すること。</p> <p>3. 教員による避難支 援に関すること。</p> <p>4. 避難所の設置及び 運営に関すること。</p>		<u>建設整 備課班 道路河 川維持 課班 産業建 設課班</u>	<p>1. 道路・河川・橋梁 の被害調査及び応 急対策に関するこ と。</p> <p>2. <u>公園施設の被害調 査及び仮復旧に関 すること。</u></p> <p>3. 土木関係の応急対 策用資機材の確保</p>	
					学校給 食セン	<p>1. 炊き出しに関する こと。</p>				

					監査委員事務局班 農業委員事務局班				4. 断水地域の情報収集及び報告に関すること。 5. 水道関係の応急対策用資機材の確保に関すること。
							会計部	会計課班	1. 応急対策に関する経費の経理に関すること。 2. 歳計現金の管理に関すること。 3. 災害関係費支出の審査及び支払いに関すること。
							教育部	教育総務課班	1. 学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 部内各班の連絡調整に関すること。
								学校教育課班 山形教育室班	1. 児童・生徒の安否情報の収集に関すること。 2. 被害児童・生徒、被害教職員の応急

							<p>対策に関すること。</p> <p>3. 教員による避難支援に関すること。</p> <p>4. 避難所の設置及び運営に関すること。</p> <p><u>(所管する小・中学校施設に開設するものに限る。)</u></p>
						学校給食センター班	<p>1. 炊き出しに関すること。</p> <p>2. 学校給食の応急対策に関することと。</p>
						<u>文化課班</u> <u>山形教育室班</u>	<p><u>1.</u> 文化財の保護及び被害調査に関すること。</p>
						<u>生涯学習課班</u>	<p>1. 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2. 避難所の設置及び運営に関すること。(所管する体育施設に開設するものに限る。)</p>

							<p><u>3.</u> 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p><u>4.</u> 避難所の設置及び運営に関すること。(所管する社会教育施設に開設するものに限る。)</p>
					協力部	<p>議会事務局班</p> <p>監査委員事務局班</p> <p>農業委員事務局班</p>	<p>1. 他部への協力に関すること。</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
44	3	1	2 市対策本部の組織構成及び機能	<p>(3)～(6) [略]</p> <p>(7) 市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料</p> <p>①～⑨ [略]</p> <p>⑩ <u>災害時要援護者</u>の避難支援プラン</p>	<p>(3)～(6) [略]</p> <p>(7) 市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料</p> <p>①～⑨ [略]</p> <p>⑩ <u>要配慮者等</u>の避難支援プラン</p>
44	3	1	3 市対策本部長の権限 (法 29)	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請 (法 29⑥、⑦)</p> <p>[略]</p> <p>また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを<u>める。</u></p> <p>この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請 (法 29⑥、⑦)</p> <p>[略]</p> <p>また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを<u>求める。</u></p> <p>この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
45	3	1	4 通信の確保	<p>(1) 情報通信手段の確保</p> <p>市は、携帯電話、衛星携帯電話、<u>移動系市防災行政無線</u>等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p> <p>(2)～(3) [略]</p>	<p>(1) 情報通信手段の確保</p> <p>市は、携帯電話、衛星携帯電話等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p> <p>(2)～(3) [略]</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
46	3	2	2 国・県との連携	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p><u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
50	3	2	7 自主防災組織等 に対する支援	<p>(1) [略]</p> <p>(2) ボランティア活動への支援等 [略] なお、ボランティアの活動への支援に 関し、本計画に定めのないものについて は、久慈市地域防災計画第3章11節「<u>ボ ランティア活動計画</u>」の例によると ころとする。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) ボランティア活動への支援等 [略] なお、ボランティアの活動への支援に 関し、本計画に定めのないものについて は、久慈市地域防災計画第3章11節「<u>防 災ボランティア活動計画</u>」の例によると ころとする。</p> <p>(3) [略]</p>
51	3	2	8 住民への協力要 請	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>【必要な援助の例】</p> <p>① 健康診断の実施</p> <p>② 感染症の動向調査の実施</p> <p>③ 水質の検査の実施</p> <p>④ <u>防疫</u>活動の実施</p> <p>⑤ 被災者の健康維持活動の実施</p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>【必要な援助の例】</p> <p>① 健康診断の実施</p> <p>② 感染症の動向調査の実施</p> <p>③ 水質の検査の実施</p> <p>④ <u>感染症予防</u>活動の実施</p> <p>⑤ 被災者の健康維持活動の実施</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
52	3	3	1 武力攻撃事態等における警報の伝達等（法 47）	<p>(1) 警報の伝達 [略]</p> <p>なお、警報の伝達に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第 3 章第 2 節「<u>気象予警報等の伝達計画</u>」の例によるところとする。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(1) 警報の伝達 [略]</p> <p>なお、警報の伝達に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第 3 章第 2 節「<u>気象予報・警報等の伝達計画</u>」の例によるところとする。</p> <p>(2) [略]</p>
53-54	3	3	2 警報伝達の方法等	<p>(1) 警報の伝達方法（法 47②）</p> <p>警報の<u>伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u></p> <p>①・② [略]</p> <p><u>【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】</u></p> <p><u>弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システ</u></p>	<p>(1) 警報の伝達方法（法 47②）</p> <p>警報の<u>内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u></p> <p>①・② [略]</p> <p><u>※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホ</u></p>

			<p><u>ム（J-A L E R T）が整備され、瞬時に国から警報が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。</u></p> <p>(2) 警報伝達の体制整備</p> <p>[略]</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平時における地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>[略]</p> <p>(3) <u>災害時要援護者</u>への伝達</p> <p>警報の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、<u>民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築する、</u>防災・福祉部局との連携のもとで<u>避難支援プラン</u>を活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、</p>	<p><u>ホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p>(2) 警報伝達の体制整備</p> <p>[略]</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平時における地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>[略]</p> <p>(3) <u>避難行動要支援者</u>への伝達</p> <p>警報の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、防災・福祉部局との連携のもとで、<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>
--	--	--	--	--

				避難などに備えられるような体制の整備に努める。	
--	--	--	--	-------------------------	--

頁	編	章	標 題	旧	新
56	3	4	2 県の避難措置の指示	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 通知を受けた場合（①又は②以外の場合）警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達</p> <p>【避難の態様】</p> <p>ア 屋内避難</p> <p>イ 市町村内避難</p> <p>当該市町村内の避難施設へ、徒歩を原則として避難する。ただし、災害時要援護者の避難に限りバスや自家用車等を補完的に使用する。</p> <p>ウ・エ [略]</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 通知を受けた場合（①又は②以外の場合）警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達</p> <p>【避難の態様】</p> <p>ア 屋内避難</p> <p>イ 市町村内避難</p> <p>当該市町村内の避難施設へ、徒歩を原則として避難する。ただし、要配慮者等の避難に限りバスや自家用車等を補完的に使用する。</p> <p>ウ・エ [略]</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
57	3	4	3 県の避難の指示及び市の対応	<p>(1) 住民に対する避難の指示（法 54、55 関係）</p> <p>① [略]</p> <p>② 市町村長は、警報の伝達に準じ、各世帯等に避難の指示の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとし、<u>災害時要援護者</u>に対する伝達にも配慮するものとする。</p> <p>また、県警察においても、警報の伝達に準じ、市町村と協力して、避難の指示の内容を的確かつ迅速に伝達する。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(1) 住民に対する避難の指示（法 54、55 関係）</p> <p>① [略]</p> <p>② 市町村長は、警報の伝達に準じ、各世帯等に避難の指示の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとし、<u>要配慮者等</u>に対する伝達にも配慮するものとする。</p> <p>また、県警察においても、警報の伝達に準じ、市町村と協力して、避難の指示の内容を的確かつ迅速に伝達する。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
59	3	4	4 避難実施要領の策定	<p>(1) 避難実施要領の策定（法 61①）</p> <p>【避難実施要領に定める事項（法定事項）】 （法 62②） [略]</p> <p>【避難実施要領の策定の留意点について】 [略]</p> <p>【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】</p> <p>①～⑦ [略]</p> <p>⑧ <u>災害時要援護者</u>への対応</p> <p>⑨～⑫ [略]</p> <p>(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>⑥ <u>要援護者</u>の避難方法の決定（<u>避難支援プラン</u>、<u>災害時要援護者</u>支援班の設置）</p> <p>⑦～⑩</p>	<p>(1) 避難実施要領の策定（法 6 1 1）</p> <p>【避難実施要領に定める事項（法定事項）】 （法 62②） [略]</p> <p>【避難実施要領の策定の留意点について】 [略]</p> <p>【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】</p> <p>①～⑦ [略]</p> <p>⑧ <u>要配慮者等</u>への対応</p> <p>⑨～⑫ [略]</p> <p>(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>⑥ <u>要支援者</u>の避難方法の決定（<u>避難行動要支援者名簿</u>、<u>避難行動要支援者</u>支援班の設置）</p> <p>⑦～⑩</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
62	3	4	5 避難に当たって 配慮すべき事項	<p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>【避難の指示の例】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">避難の指示</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 BB地区の住民については、市町村長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。</p> <p>健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、<u>災害時要援護者</u>については、バス等により避難すること。</p> </div>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>【避難の指示の例】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">避難の指示</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 BB地区の住民については、市町村長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。</p> <p>健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、<u>要配慮者等</u>については、バス等により避難すること。</p> </div>
63	3	4	6 避難住民の誘導	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等、効果的な誘導を実施するとともに、<u>自力歩行困難な災害時要援護者</u>の人員輸送車両等による輸送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等、効果的な誘導を実施するとともに、<u>避難行動要支援者</u>の人員輸送車両等による輸送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活</p>

			<p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p><u>【消防事務を共同処理又は他の市に委託している場合】</u></p> <p><u>消防事務を共同処理又は他の市に委託している市においては、当該消防機関は、当該市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされている。この場合、市長は、久慈地区広域行政事務組合の管理者等に対し、消防本部の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平時において当該市の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、当該消防機関やその管理者等と十分な調整を行う。</u></p> <p>(3)～(6) [略]</p>	<p>動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>[削除]</p> <p>(3)～(6) [略]</p>
--	--	--	--	--

頁	編	章	標 題	旧	新
65	3	4	6 避難住民の誘導	<p>(7) <u>災害時要援護者</u>への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>防災・福祉部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」</u>を迅速に設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、<u>障害者</u>団体等と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、輸送手段の確保を的確に行うものとする（<u>また、自然災害時への対応として「避難支援プラン」を策定している場合には、当該プランに沿って</u>対応を行う。その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議のうえ、その役割を考える必要がある。）。</p> <p>[略]</p>	<p>(7) <u>要配慮者等</u>への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者</u>支援班を迅速に設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、<u>障がい者</u>団体等と協力して、<u>「避難行動要支援者名簿」</u>を活用しながら<u>避難行動要支援者</u>への連絡、輸送手段の確保を的確に行うものとする（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議のうえ、その役割を考える必要がある）。</p> <p>[略]</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
65	3	4	6 避難住民の誘導	<p>【<u>災害時要援護者の避難支援プラン</u>について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の<u>災害時要援護者</u>への配慮が重要であるが、平時において、自然災害時における取組として行われる<u>災害時要援護者の避難支援プラン</u>を活用することが重要である（「<u>災害時要援護者の避難支援ガイドライン</u>」（平成17年3月）参照）。</p> <p><u>避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。</u></p> <p><u>災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手あげ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携のもとで、災害時要援護者各個々</u></p>	<p>【<u>避難行動要支援者名簿</u>について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の<u>避難行動要支援者</u>への配慮が重要であるが、平時において、自然災害時における取組として行われる<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用することが重要である（「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」（平成25年8月）参照）。</p> <p><u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u></p> <p><u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結び付くため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</u></p>

				<p><u>人の避難支援プランを策定することとなる</u> <u>(家族構成や肢体不自由の状況、避難支援</u> <u>者や担当している介護保険事業者名などを</u> <u>記載)。</u></p> <p>(8)～(13) [略]</p>	<p>(8)～(13) [略]</p>
--	--	--	--	---	---------------------

頁	編	章	標 題	旧	新
67	3	5	2 救援の内容	<p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」<u>(平成16年厚生労働省告示第343号)</u>。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>市長は、知事から委任を受けた救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。</p> <p>① 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与 ア・イ [略]</p>	<p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」<u>(平成25年内閣府告示第229号)</u>。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>市長は、知事から委任を受けた救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。</p> <p>① 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与 ア・イ [略]</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
68	3	5	2 救援の内容	<p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ <u>災害時要援護者</u>に対する福祉避難所の把握と供与 ○老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、<u>災害時要援護者</u>を収容する長期避難住宅等の供与 ○ [略] ○避難所の設置、管理・運営に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章 <u>13節</u>「避難・救出計画」の例によるところとする。 ○ [略] <p>② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 ア～ウ [略]</p>	<p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ <u>要配慮者等</u>に対する福祉避難所の把握と供与 ○老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、<u>要配慮者等</u>を収容する長期避難住宅等の供与 ○ [略] ○避難所の設置、管理・運営に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章 <u>第14節</u>「避難・救出計画」の例によるところとする。 ○ [略] <p>② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 ア～ウ [略]</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
69	3	5	2 救援の内容	<p>(留意点)</p> <p>○ [略]</p> <p>○炊き出し等、食品の給与に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章第16節「食料供給計画」の例によるものとする。</p> <p>○飲料水の供給に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章第17節「給水計画」の例によるものとする。</p> <p>○被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章第15節「生活必需品供給計画」の例によるものとする。</p> <p>③ 医療の提供及び助産</p> <p>ア 医療の提供</p> <p>[略]</p> <p>医療の提供は医療班において行うが、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）</p>	<p>(留意点)</p> <p>○ [略]</p> <p>○炊き出し等、食品の給与に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章第16節「食料・生活必需品等供給計画」の例によるものとする。</p> <p>○飲料水の供給に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章第17節「給水計画」の例によるものとする。</p> <p>○被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章第16節「食料・生活必需品等供給計画」の例によるものとする。</p> <p>③ 医療の提供及び助産</p> <p>ア 医療の提供</p> <p>[略]</p> <p>医療の提供は医療救護班において行うが、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所において医療（施術者</p>

70	3	5	2 救援の内容	<p>を行うことができる。 a～e [略] イ [略]</p> <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 医療班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集 ○ [略] ○ 公的医療機関及び民間医療機関に対する医療班の派遣の依頼 ○ 医療及び助産に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章第14節「医療・保健計画」の例によるものとする。 <p>④ [略]</p> <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 被災者の救出に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章第14節「避難・救出計画」の例によるものとする。 ○ 行方不明の捜索に関し、本計画に定 	<p>が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができる。 a～e [略] イ [略]</p> <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 医療救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集 ○ [略] ○ 公的医療機関及び民間医療機関に対する医療救護班の派遣の依頼 ○ 医療及び助産に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章第14節「医療・保健計画」の例によるものとする。 <p>④ [略]</p> <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 被災者の救出に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章第14節「避難・救出計画」の例によるものとする。 ○ 行方不明の捜索に関し、本計画に定
----	---	---	---------	--	---

72	3	5	2 救援の内容	<p>めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章第21節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」の例によるものとする。</p> <p>⑤～⑧ [略]</p> <p>⑨ 死体の捜索及び処理</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 死体の処理</p> <p>武力攻撃災害の際死亡した者について、以下の範囲内において死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものである。</p> <p>a 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>b 死体の一時保存</p> <p>c 検案（検案は原則として医療班において行う）</p>	<p>めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章第21節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」の例によるものとする。</p> <p>⑤～⑧ [略]</p> <p>⑨ 死体の捜索及び処理</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 死体の処理</p> <p>武力攻撃災害の際死亡した者について、以下の範囲内において死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものである。</p> <p>a 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>b 死体の一時保存</p> <p>c 検案（検案は原則として医療救護班において行う）</p>
----	---	---	---------	---	---

頁	編	章	標 題	旧	新
80	3	6	2 NBC攻撃による災害への対処	<p>(4) 汚染の拡大を防止するための措置</p> <p>市長又は<u>関係消防組合の管理者</u>は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p> <p>[表略]</p> <p>市長又は<u>関係消防組合の管理者若しくは長</u>は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>[略]</p> <p>①～⑤ [略]</p>	<p>(4) 汚染の拡大を防止するための措置</p> <p>市長又は<u>久慈広域連合長</u>は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p> <p>[表略]</p> <p>市長又は<u>久慈広域連合長</u>は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>[略]</p> <p>①～⑤ [略]</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
81	3	6	3 武力攻撃原子力 災害への対処	<p>(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等(法 105 関係)</p> <p>① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は<u>指定行政機関の長</u>若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。</p> <p>② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、<u>指定行政機関</u>又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を<u>指定行政機関の長及び</u>知事に通報する。</p>	<p>(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等(法 105 関係)</p> <p>① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は<u>内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）</u>若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。</p> <p>② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、<u>内閣総理大臣、原子力規制委員会</u>又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を<u>内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに</u>知事に通報する。</p>

頁	編	章	標 題	旧	新										
81	3	6	3 武力攻撃原子力 災害への対処	<p>③～④ [略]</p> <p>(2) 住民の避難誘導</p> <p>① [略]</p> <p>② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、<u>その判断により</u>、地域の住民に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。</p> <p><u>【武力攻撃原子力災害時の避難等のための初期活動開始指標】</u></p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"><u>予測線量（単位：mSv）</u></td> <td rowspan="3"><u>住民避難等の内容</u></td> </tr> <tr> <td><u>外部ひばくによる実効線量</u></td> <td><u>放射線ヨウ素による甲状腺の等価線量</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>第1レベル</u></td> </tr> <tr> <td><u>5～10</u></td> <td><u>50～100</u></td> <td><u>住民は、自宅等の屋内に避難（退避）すること。そ</u></td> </tr> </table>	<u>予測線量（単位：mSv）</u>		<u>住民避難等の内容</u>	<u>外部ひばくによる実効線量</u>	<u>放射線ヨウ素による甲状腺の等価線量</u>	<u>第1レベル</u>		<u>5～10</u>	<u>50～100</u>	<u>住民は、自宅等の屋内に避難（退避）すること。そ</u>	<p>③～④ [略]</p> <p>(2) 住民の避難誘導</p> <p>① [略]</p> <p>② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、<u>防災基本計画（原子力災害対策編）の例により</u>、地域の住民に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。</p> <p>[削除]</p>
<u>予測線量（単位：mSv）</u>		<u>住民避難等の内容</u>													
<u>外部ひばくによる実効線量</u>	<u>放射線ヨウ素による甲状腺の等価線量</u>														
<u>第1レベル</u>															
<u>5～10</u>	<u>50～100</u>	<u>住民は、自宅等の屋内に避難（退避）すること。そ</u>													

				<p>て住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、<u>事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示、その他の必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>て住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、<u>安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、防災基本計画（原子力災害編）及び原子力災害対策指針の定める例により行うものとする。</u></p>
--	--	--	--	---	---

頁	編	章	標 題	旧	新
84	3	6	4 応急措置等の実施	<p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 警戒区域の設定（法 114） [略]。 なお、警戒区域の設定に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第 3 章第 13 節「避難・救出計画」の例によるところとする。</p>	<p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 警戒区域の設定（法 114） [略]。 なお、警戒区域の設定に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第 3 章第 14 節「避難・救出計画」の例によるところとする。</p>
86	3	6	5 消防に関する措置等	<p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>なお、応援協定等に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第 3 章第 9 節「相互応援協力」の例によるところとする。</p>	<p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請</p> <p>市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。</p> <p>なお、応援協定等に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第 3 章第 9 節「<u>県、市町村等応援協力計画</u>」の例によるところとする。</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
88	3	7	1 被災情報の収集・提供	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 被災情報の収集及び報告（法 126①、127①）</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 市は、被災情報を収集した際には、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）及び久慈市地域防災計画第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 被災情報の収集及び報告（法 126①、127①）</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 市は、被災情報を収集した際には、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）及び久慈市地域防災計画第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。</p>
88	3	7	2 安否情報の収集・提供	<p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集する。また、収集した安否情報</p>	<p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、<u>原則として</u>、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情</p>

90	3	7	2 安否情報の収集・提供	<p><u>を安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、</u> 県に報告する。</p> <p>【収集・報告すべき情報】(令 23、24) [略] (2)・(3) [略] (4) 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。</p> <p>ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>報収集様式により収集し、<u>安否情報システムを用いて</u> 県に報告する。</p> <p>【収集・報告すべき情報】(令 23、24) [略] (2)・(3) [略] (4) 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報システムを利用する。</u> <u>システムが利用できない場合は、</u> 安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。</p> <p>ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>
----	---	---	--------------	--	---

頁	編	章	標 題	旧	新
92	3	8	1 保健衛生の確保	<p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域に対して、県と連携し医師等、保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、<u>高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>なお、保健活動の実施に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章<u>第14章</u>「医療・保健計画」の例によるものとする。</p> <p>(2) <u>防疫対策</u></p> <p>市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。</p> <p>なお、<u>防疫措置</u>の実施に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章<u>第19節「防疫計画」</u>の例によるものとする。</p>	<p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域に対して、県と連携し医師等、保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、<u>要配慮者等</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>なお、保健活動の実施に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章<u>第15節</u>「医療・保健計画」の例によるものとする。</p> <p>(2) <u>感染症予防対策</u></p> <p>市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。</p> <p>なお、<u>感染症予防措置</u>の実施に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章<u>第19節「感染症予防計画」</u>の例によるものとする。</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
92	3	8	1 保健衛生の確保	<p>(3) [略]</p> <p>(4) 飲料水衛生確保対策</p> <p>① [略]</p> <p>② 市は、久慈市地域防災計画第3章第17節「給水計画」の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。</p> <p>③ [略]</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>(3) [略]</p> <p>(4) 飲料水衛生確保対策</p> <p>① [略]</p> <p>② 市は、久慈市地域防災計画第3章第17節「給水計画」の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。</p> <p>③ [略]</p> <p>(5)・(6) [略]</p>
92	3	8	2 廃棄物の処理	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、久慈市地域防災計画第3章第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」の定めに準じて、「<u>震災廃棄物対策指針</u>」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② [略]</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、久慈市地域防災計画第3章第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」の定めに準じて、「<u>災害廃棄物対策指針</u>」(平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② [略]</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
93	3	8	3 動物の保護等に関する配慮	<p>市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、関係機関と連携協力を図りながら、所要の措置を講ずるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険動物等の逸走対策 ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 	<p>市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、関係機関と連携協力を図りながら、所要の措置を講ずるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険動物等の逸走対策 ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

頁	編	章	標 題	旧	新
95	3	9	3 生活基盤等の確保	<p>(1) 給水施設等の確保（法 134②関係） [略]</p> <p>なお、災害によるライフライン施設の安全対策に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第2章第9節「ライフライン施設等安全確保計画」の例によるものとする。</p>	<p>(1) 給水施設等の確保（法 134②関係） [略]</p> <p>なお、災害によるライフライン施設の安全対策に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第2章第11節「ライフライン施設等安全確保計画」の例によるものとする。</p>
97	3	10	1 特殊標章等の意義について	<p>1949年8月12日の<u>ジュネーブ</u>諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、<u>ジュネーブ</u>諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。</p>	<p>1949年8月12日の<u>ジュネーヴ</u>諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、<u>ジュネーヴ</u>諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
97	3	10	2 特殊標章等	<p>(1) 特殊標章 第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。</p> <p>(2) 身分証明書 第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(1) 特殊標章 第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。</p> <p>(2) 身分証明書 第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。</p> <p>(3) [略]</p>
98	3	10	3 特殊標章等の交付及び管理（法 158 関係）	<p>市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号）国民保護室長通知）を参</p>	<p>市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号）国民保護室長通知）を参考。</p>

頁	編	章	標 題	旧	新
98	3	10	4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	<p>考。</p> <p>市は、国、県及び日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、<u>ジュネーブ</u>諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びその使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。</p>	<p>市は、国、県及び日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、<u>ジュネーヴ</u>諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びその使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。</p>
99	4	1	第1章 応急の復旧	<p>市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>なお、公共土木施設に係る応急措置及び応急復旧に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章第25節「<u>公共土木施設応急対策計画</u>」の例によるところとする。</p>	<p>市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>なお、公共土木施設に係る応急措置及び応急復旧に関し、本計画に定めのないものについては、久慈市地域防災計画第3章第25節「<u>公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</u>」の例によるところとする。</p>